

日本学生支援機構奨学金の
貸与を受けていた学生 各位

在学猶予願の提出について

これまでに日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた学生は、「在学猶予願」を提出することにより返還の開始が現課程卒業（修了）まで猶予されます。

在学猶予願は日本学生支援機構ホームページ上のスカラネット・パーソナルより提出できますので、希望者は各自手続きをして下さい。

なお、在学猶予の願い出を行う際に下記の情報が必要となります。入力誤りのないよう、注意して下さい。

学校番号	102003 - 02（学部3，4年生） 102003 - 03（大学院生）
学校名（カタカナ）	トウホク
学校名（漢字）	東北

※学校番号の入力を誤ると願い出は受理されません。

末尾2桁の数字は貸与を受けていた課程ではなく、現課程のものを入力して下さい。

【留意事項】

- 1 在学猶予を希望する場合は、**2025年5月26日(月)**までに在学猶予願を提出して下さい。
期日を過ぎた後に在学猶予の願い出を行う場合は、文学部・文学研究科教務室に連絡のうえ、早急に提出して下さい。
- 2 「猶予年数」は、現課程卒業（修了）までの年数を入力して下さい。※
- 3 在学猶予願を提出しない場合、在学中であっても貸与終了後7か月目から返還が開始となります。
詳細は「返還のてびき」で確認して下さい。
- 4 学部1，2年生が在学猶予を希望する場合は、学生支援課経済支援係にお問い合わせ下さい。

※留年している学生は、卒業（修了）期が延びる度に在学猶予願を年度ごと提出する必要があります。

その場合は必ず「猶予年数」を1年とし、毎年4月以降に在学猶予願を再提出して下さい。

次年度の留年が決定している場合も、年度が更新されてから提出するようにして下さい。

在学猶予に関して不明な点がある場合は、文学部・文学研究科教務室にお問い合わせください。

2025年 4月 2日
文学部・文学研究科教務室